

第5号議案

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提 出 者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一



文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第十号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第十一号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二十四号を第二十九号とし、第十八号から第二十三号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十四号から第十六号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

十二 満三歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）以下「令」という。）第四条第一項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

十三 特定満三歳以上保育認定子ども 令第四条第一項第二号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。

十四 満三歳未満保育認定子ども 令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。

十五 市町村民税所得割合算額 令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

十六 負担額算定基準子ども 令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第三条第一項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第五条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第六条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第四項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第五項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第七条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第八条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第二項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第十条及び第十一条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第十三条第一項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第十九条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付

認定保護者に限る。」に改め、「利用者負担額（」の下に「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、「（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。」を削り、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第三項及び第四項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

(イ) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第十三条第四項第五号並びに同条第五項及び第六項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十四条第一項中「に規定する施設型給付費」を「の施設型給付費」に、「いい、法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む」を「いう」に改め、「この項及び第十九条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十六条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十七条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十八条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十九条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十条第五号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第二十一条第一項及び第二項ただし書並びに第二十四条（見出しを含む。）から第二十六条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十八条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三十条第一項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第三項及び第四項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第三十二条第二項及び第四項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第三十四条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第二号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十五条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「は特別利用保育を」の下に「施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に改め、「に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第三十六条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「特別利用教育」を「特別利用教育」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「は特別利用教育を」の下に「施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」を「第十九条第一項第一号に、「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども」を「第十九条第一項第二号に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「」を「第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を」に改める。

第三十七条第一項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「付則第四条」を「付則第三条」に改める。

第三十八条第一項中「利用者負担」を「第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第三十九条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満三歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第三項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十条第二項中「法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十一条中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十二条第一項第一号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第三号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十三条第一項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費

用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)を削り、同条第三項から第六項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第四十六条第五号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第四十七条第一項及び第二項ただし書中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十九条第二項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第二号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第十四条第一項」を「第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満三歳未満保育認定子ども)に限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第十四条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第一項に改め、「特定教育・保育に係る」を削り、「に規定する施設型給付費」を「の施設型給付費」に、「いい、法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第十九条において同じ。」を「いう。以下」に改め、「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第五十条において準用す

る次項及び第十九条において同じ。)に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費」を「の地域型保育給付費」に、「いい、法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第五十条において準用する第十九条において同じ。」を「いう。以下この項及び第五十条において準用する第十九条において」に、「同条第二項及び第十九条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「第十九条」に改める。

第五十一条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第三項中「には特別利用地域型保育を」の下に「地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ」を加え、「本章」を「この章」に改め、「第三十九条第二項及び」を削り、「除く」を「除き、前条において準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十九条第二項中「第十九条第一項第三号」とあるのは「第十九条第一項第一号」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第三号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあ

るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「は特定利用地域型保育を」の下に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付則第二条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が）を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども）」に、「（当該特定教育・保育施設が）を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども）（特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第十九条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）に改め、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。」をいう。）とあるのは「定める額をいう。）」とを削り、「（法第二十七条第三項第一号に掲げる額）」を「当該特定教育・保育」に、「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

付則第三条を削り、付則第四条を付則第三条とし、付則第五条を付則第四条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

